

函館少年刑務所・青森刑務所 見学記

函館少年刑務所

会員
神谷 竜光 (67期)



左から2人目が筆者

2016年8月23日の午前、函館少年刑務所を見学した。

1 函館少年刑務所の沿革

函館少年刑務所は、明治2年に北海道で最初の徒刑場として設置された。その後、何回か場所を変えながら、昭和62年に、現在の函館市金堀町において、施設全体の改築工事を開始した。この工事は、現地改築だったため、期間を要し、平成20年に終了した。施設は全体的に新しい印象で、外観は、函館の街の景観を損なわないように配慮されていた。なお、函館少年刑務所との名称は、昭和18年から使われている。

2 所内の見学

所内の見学では、まず、面会室に案内された。面会室は、面会者と入所者の会話用の穴のある従来のアクリル板ではなく、完全密閉式のアクリル板越しに、受話器を使って面会者と受刑者が会話できるようになっていた。これは、入所者を外部からの感染症（インフルエンザ等）感染を防ぐ措置ということであったが、今後、このような設備は全国に拡充されていくと考えられる。

その後、保護室を見た。保護室は、冷暖房完備の新式のものであった。なお、保護室に2日以上収容される受刑者はほとんどいないとのことであった。

続いて、外泊も許可される仮釈放対象者が集団生活する居室（希望寮）をみた後、鍵のない個室（独居房）の区画、集団室（いわゆる雑居房）の区画を見学した。函館少年刑務所の全体的な収容率は、6割程度とのこと、空間的にも、矯正の観点からも適当な対応が可能な範囲と思われる。

工場棟では、木工や溶接以外に、自動車整備も行われており、有用な職業訓練の工夫がされていると感じられた。他にも、「マル獄シリーズ」製品の製作も行われていた。

3 函館少年刑務所に関する説明

所内の見学が終了した後に、刑務所長から、施設に関する説明を受けた。

同所の処遇指標は、懲役受刑者のうち犯罪傾向の進んでいない者（A指標。同所では、20歳未満のJA指標の受刑者、20歳以上26歳未満のYA指標の受刑者も収容している）及び禁錮受刑者並びに未決拘禁者である。受刑者・未決拘禁者の定員はそれぞれ868人・80人のところ、見学当時の収容状況は、それぞれ522人・16人であった。平成20年より減少傾向にある。なお、「少年」刑務所との名前ではあるが、少年に限って収容しているわけではなく、見学当時、最高齢で87歳の受刑者がいるとのことであった。被収容者の刑期は、最長17年、最短8か月、平均して4年2か月とのことである。仮釈放率は75%、執行率は83.8%とのことであった。

職業訓練については、理容科と船舶職員科が、同所の特徴であろう。理容科は、被収容者の散髪だけでなく、所外の人にも行っており、理容師の資格取得を目指す。全国唯一の訓練である船舶職員科は、訓練船「少年北海丸」に乗船し、訓練生が、実際に操舵等を行い、4級・5級海技士などの資格取得を目指し、訓練生同士の連帯感等、矯正にも資するとのことであった。

このほかにも、地域貢献として、通学路の除雪や公園のゴミ拾いを行っている。また、未成年の被収容者が、刑務所内で20歳になった場合には、社会人としての自覚を促すべく成人式も行われている。

このほかにも、地域貢献として、通学路の除雪や公園のゴミ拾いを行っている。また、未成年の被収容者が、刑務所内で20歳になった場合には、社会人としての自覚を促すべく成人式も行われている。

4 さいごに

函館少年刑務所内の見学終了後、正面玄関向かいにある売店で、受刑者が作った「マル獄シリーズ」のスマートフォンケースなどのキャピック商品を購入した。北海道ならではのストラップなど購買意欲を刺激する商品が多数あった。台風一過の青空の下、受刑者の門出も明るいものになることを祈りつつ、見学を終えた。

2016年8月23日、弁護士13名及び事務局1名で、函館少年刑務所と青森刑務所を見学した。

青森刑務所

刑事拘禁制度改革実現本部委員
大辻 寛人 (59期)



左から6人目が筆者

青森刑務所は、青森県青森市のほぼ中央に位置する、処遇指標でB指標の受刑者（犯罪傾向の進んでいる成人受刑者）を収容する刑事収容施設である。

1 収容者について

収容定員は795人（受刑者753人、未決拘禁者42人）であるが、収容者数は平成19年にピークに達し、その後減少しているという。見学時には収容率70%程度であり、空室も多く、過剰収容の問題は改善されていたようであった。

収容者の平均年齢は50.4歳、最高齢は83歳という。再犯者が多く（平均5回、最大で23回）、再犯期間は、2年未満の者が多い。受刑期間は、平均で2.94年とのことであった。罪名としては、窃盗、薬物事犯、詐欺等が多いという。暴力団構成員も多いとのことであった。

2 施設について

明治4年に仮監獄倉として開設された同所は、明治7年に未決・既決の被収容者を拘禁する施設となり、昭和4年に現在地に移転したのち、改築・増築を重ねて現在に至るという。

2部施設であり、同所の他、弘前と八戸にそれぞれ拘置所を有する。

共同居住室は12畳で、見学時は定員が6名であったが、ピーク時には8名まで収容していたという。

3 矯正処遇・各種支援について

刑務作業については、生産作業として、木工、洋裁、パチスロ台の作成などを行っていた。また、青森の伝統工芸品である津軽塗の訓練も行われていた。職業訓練としては、フォークリフト運転、車両整備、生産技術取得訓練などを行っているという。

支援としては、福祉的支援として地域生活定着センターと

の連携を行っているほか、就労支援として作業カウンセラーなどを置いているという。

4 医療について

医療スタッフは合計7名、常勤として外科医1名がおり、その他、薬剤師、看護師、准看護師がいるとのことであった。

所内では、外科・内科を中心とした一次医療に対応しており、レントゲン、超音波検査、心電図検査などに対応可能で、歯科及び精神科については、外部医師による診療で対応しているとのことであった。

刑事収容施設での処遇においては、保健と医療が一番問題になるとのことであり、矯正医官は給料も外部病院と比較して低く、スキルアップにつながらない（研修を自分でできない、他との接触がない）ので、なり手が少ないという。青森刑務所に限った話ではなく、深刻な問題である。

5 懲罰等について

年間懲罰件数については、平成25年が874件、26年が661件、27年が630件と、減少傾向にある。懲罰の理由として最も多いのは、怠業、抗命、物品の不正受授等とのことであった。

所長の佐々木浩氏は、岩手生まれで、今年で定年退官されるという。赴任地として11箇所目であり、最初の赴任地も青森であったという。

刑務官という職に就いてから10年くらいは、いつやめるのかと親から言われていたという。

刑務官は、人手不足もあって有給休暇も消化できないほど多忙な職務と聞く。危険も伴い、受刑者の更生・教育に対する強い理想がなければ続かない仕事だと思う。

常に一線で受刑者の更生に腐心されてきた佐々木所長に敬意を表しつつ、青森刑務所を後にした。